

## 虐待の早期発見・救済のための取組みはできていますか？

三輪のり子<sup>1)2)</sup>、山之井麻衣<sup>3)</sup>、おおた社会福祉士会事務局<sup>4)</sup>

1)大阪大学大学院 2)Peace-Infinity 3)東京医療保健大学 4)おおた社会福祉士会

施設や在宅で介護を受けている高齢者に関する悲しい事件の報道が後を絶たない。表に出るのは氷山の一角に過ぎず、「見逃されてしまっている」可能性も否めない。政府としては、平成18年に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を施行した。介護報酬改定においても、令和6年度までにすべてのサービス事業者に対して虐待防止に向けた取組みを義務化している。その要として、専門的な視点をもって対象に直接的に関わることができる、保健医療福祉スタッフによる早期発見・救済が期待される。しかし現実には、大部分の方々は、これまで虐待に遭遇した経験がないと思っている。それに伴い、何となく自分達とは別世界のここのように捉えているように感じる。現実には虐待が起きていても、それが虐待であると認識できない状況にあるのではないか。そのような疑問を感じて、今回の企画を行った。今まさに求められるのは「見逃してしまっている」可能性があるかもしれない、という視点であると感じる。

もし、虐待を受けた方が、他者に伝える力（会話できる、歩ける、電話できる等）をお持ちであれば、現行のケアシステム（介護保険・医療保険・障がい福祉サービス）のいずれかの中で解決し得ると考える。しかし、自立して助けを求めることができない、意思疎通を図ることも難しい心身状態の方においては、周りの保健医療福祉スタッフによる「気づく力」と救済に向けた「行動力」が無ければ、そのまま放置され、場合によっては死に至ってしまう。そのような恐ろしい状況が起こらないように、専門的な視点をもって対応できるようにしておくことが大切である。

施設においては、スタッフの誰かが気づいて、状況把握のための監視・スタッフ交代・医療的対応等を通して早期発見・救済しやすい状況にあると思われる。それに対して、在宅における主介護者による虐待行為は、次のような点において、見落とされやすく、通報の必要性がある場合も対応が難しいのが現状である。

- ・ 情報源が主介護者に偏りがちで、対象の状態についての情報が少ない。
- ・ 警察に通報することに不慣れであり、どのように伝えればよいのかわからず、躊躇する。
- ・ 虐待を表面化・外部化することによる、主介護者との関係性、事業所の評判への影響について不安に思う。
- ・ 施設に保護してもらった方がよいと思っても、主介護者への説得が難しい。
- ・ どのように救済の措置をとればよいのか、わからない。

そこで本集会では、自分で「助けて」と訴えることが難しい心身状態にある高齢者に焦点をあて、とくに在宅で介護を受けている場合に起こりやすい虐待や見逃されやすい兆候などを示しながら、早期発見・救済に向けた課題について提起する予定である。今回の話における視点で、現状について再確認いただけたらと思う。皆様それぞれの活動の場・お立場で出来る事柄は何か、さらに真に必要な方策について考えられる機会としたい。